

○農林水産省令第二十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表一（第五条の二関係）		別表一（第五条の二関係）	
<p>第一 有害動物</p> <p>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物</p>		<p>第一 有害動物</p> <p>一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物</p>	
(一) 節足動物	<p>(略)</p> <p><i>Acraea acerata</i></p> <p><i>Acrogonia citrina</i></p> <p><i>Acrogonia terminalis</i></p> <p>(略)</p> <p><i>Anastrepha suspensa</i> (カリブシブエ)</p> <p><i>Anoplophora glabripennis</i> (シヤンダゴマダラカ リキリ)</p> <p>(略)</p> <p><i>Bactericera nigricornis</i></p> <p><i>Bactericera tremblayi</i></p> <p>(略)</p> <p><i>Gryllotalpa gryllotalpa</i></p> <p><i>Gymandrosoma aurantianum</i></p> <p><i>Gymnoscelis rufifasciata</i></p> <p>(略)</p> <p><i>Holotrichia serrata</i></p> <p><i>Homalodisca vitripennis</i></p> <p>(略)</p>	(一) 節足動物	<p>(略)</p> <p><i>Acraea acerata</i></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><i>Anastrepha suspensa</i> (カリブシブエ)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><i>Bactericera nigricornis</i></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><i>Gymnoscelis rufifasciata</i></p> <p><i>Gryllotalpa gryllotalpa</i></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><i>Holotrichia serrata</i></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
(二)・(三) (略)	(略)	(二)・(三) (略)	(略)

)	
二 (略)	
第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	
(-) 真菌及び 粘菌 <i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i> <i>Neonectria neomacrospora</i> (略) <i>Peronosclerospora sorghi</i> (モロコシしらが病菌) <i>Peronospora chlorae</i> (トルコギキョウと病菌) (略) <i>Pucciniastrum americanum</i> (キイチゴ類及び病菌)) <i>Ramularia collo-cygni</i> (略) <i>Sirococcus conigenus</i> <i>Sirococcus tsugae</i> (略) <i>Synchytrium psophocarpi</i> (シカクマメ赤渋病菌) <i>Thecaphora frezii</i> <i>Thecaphora solani</i> [SYN: <i>Angiosorus solani</i>] (略)	
(二) 細菌	(略) <i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> (トウモロコシ萎びよう細菌病菌)

)	
二 (略)	
第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	
(-) 真菌及び 粘菌 <i>Monilinia vaccinii-corymbosi</i> (新設) (略) <i>Peronosclerospora sorghi</i> (モロコシしらが病菌) (新設) (略) <i>Pucciniastrum americanum</i> (キイチゴ類及び病菌)) (新設) (略) <i>Sirococcus conigenus</i> (新設) (略) <i>Synchytrium psophocarpi</i> (シカクマメ赤渋病菌) (新設) (新設) (略)	
(二) 細菌	(略) <i>Pantoea stewartii</i> [SYN: <i>Erwinia stewartii</i>] (トウモロコシ萎びよう細菌病菌)

	(略)
(三) ウイルス (ウイロイ ドを含む。)	<u>Allium virus X</u> (略) <u>Arracacha virus B</u> (略) <u>Banana streak IM virus</u> <u>Banana streak MY virus</u> (略) <u>Banana streak UA virus</u> <u>Banana streak UI virus</u> <u>Banana streak UL virus</u> <u>Banana streak UM virus</u> <u>Banana streak VN virus</u> (略) <u>Black raspberry necrosis virus</u> <u>Blackberry chlorotic ringspot virus</u> (略) <u>Blackcurrant reversion virus</u> <u>Blueberry fruit drop-associated virus</u> (略) <u>Grapevine leafroll-associated virus 4</u> (新設) (症例) <u>Grapevine leafroll-associated virus 7</u> (略) <u>Grapevine line pattern virus</u> <u>Grapevine Pinot gris virus</u> (略) <u>Strawberry chlorotic fleck associated virus</u>

	(略)
(三) ウイルス (ウイロイ ドを含む。)	<u>Allium virus X</u> (略) <u>Arracacha virus B</u> (略) <u>Banana streak Mysore virus</u> (新設) (略) <u>Banana streak virus</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (略) <u>Black raspberry necrosis virus</u> (新設) (略) <u>Blackcurrant reversion virus</u> (新設) (略) <u>Grapevine leafroll-associated virus 4</u> <u>Grapevine leafroll-associated virus 5</u> <u>Grapevine leafroll-associated virus 6</u> <u>Grapevine leafroll-associated virus 7</u> (略) <u>Grapevine line pattern virus</u> (新設) (略) <u>Strawberry chlorotic fleck associated virus</u>

二 (略)	(四) (略)	(略)
	(略)	Strawberry necrotic shock virus (略) (削る) (略) Tomato chlorotic dwarf viroid (トマト退緑萎縮ウイルス) (略)

別表一の二(第五条の四関係)

地域	植物	検疫有害動植物
一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム	(略)	(略)

二 (略)	(四) (略)	(略)
	(略)	Strawberry necrotic shock virus (略) Mexican papita viroid (略) Tomato chlorotic dwarf viroid (略)

別表一の二(第五条の四関係)

地域	植物	検疫有害動植物
一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム	(略)	(略)

、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニュー

、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、バミューダ諸島、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワ

<p>ーギニア、ハワイ諸島</p>	<p>ニ インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリヤ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、イス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ハンガリー、フランス、ブルガ</p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生莖葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実</p>	<p>(略)</p>
-------------------	---	---	------------

<p>イ諸島</p>	<p>ニ インド、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリヤ、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、イス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、</p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生莖葉並びにトマトの生果実</p>	<p>(略)</p>
------------	---	---	------------

リア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペ

ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、スーダン、セネガル、チュニジア、ニジェール、南スーダン、モロッコ、リビア、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペー、ボリビア

ル、ボリビア	三 (略)	四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー
	(略)	しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
	(略)	(略)

ル、ボリビア	三 (略)	四 大韓民国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィン
	(略)	しよくようだいおう、あぶらな属植物及びだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
	(略)	(略)

七 インド、インド ネシア、シンガポ ール、スリランカ	五・六 (略)	、フィンランド、 フランス、ブルガ リア、ベラルーシ 、ベルギー、ポー ランド、ボスニア ・ヘルツェゴビナ 、ポルトガル、マ ケドニア旧ユーゴ スラビア共和国、 モルドバ、モンテ ネグロ、ラトビア 、リトアニア、ル ーマニア、ロシア 、エジプト、カー ボヴェルデ、カナ リア諸島、ガンビ ア、セネガル、南 アフリカ共和国、 モロッコ、リビア 、アメリカ合衆国 、カナダ、チリ、 ペルー、メキシコ 、オーストラリア 、ニュージール ド、ハワイ諸島
アボカド、うこん 、おくら、キルト スペルマ・シヤミ	(略)	
(略)	(略)	

七 インド、インド ネシア、シンガポ ール、スリランカ	五・六 (略)	ランド、フランス 、ブルガリア、ベ ラルーシ、ベルギ ー、ポーランド、 ボスニア・ヘルツ ェゴビナ、マケド ニア旧ユーゴスラ ビア共和国、モル ドバ、モンテネグ ロ、ラトビア、リ トアニア、ルーマ ニア、ロシア、カ ーボヴェルデ、カ ナリア諸島、ガン ビア、セネガル、 南アフリカ共和国 、モロッコ、リビ ア、アメリカ合衆 国、カナダ、チリ 、ペルー、メキシ コ、オーストラリ ア、ニュージール ド、ハワイ諸島
アボカド、うこん 、おくら、キルト スペルマ・シヤミ	(略)	
(略)	(略)	

、タイ、中華人民 共和国、パキスタ ン、バングラデシ ユ、フィリピン、 ベトナム、マレー シア、オマーン、 英国、オランダ、 デンマーク、ドイ ツ、フランス、ベ ルギー、ポラン ド、ウガンダ、エ ジプト、エチオピ ア、ガーナ、ガボ ン、カメルーン、 ギニア、ケニア、 コートジボワール 、コンゴ民主共和 国、ザンビア、ジ ンバブエ、スーダ ン、セネガル、ソ マリヤ、タンザニ ア、ナイジェリア 、マダガスカル、 マラウイ、南アフ リカ共和国、南ス ーダン、モザンビ ーク、レユニオン 、アメリカ合衆国 、カナダ、エクア ドル、エルサルバ ドル、キューバ、	ツソーンニス、クプ レックス・マクロ カルパ、ケロシア ・ニテイダ、ココ やし、さといも、 さとうきび、しよ うが、しよくよう かな、だいしよ 、ちや、とうもろ こし、トマト、な す、ばれいしよ、 ばんれいし、びん ろうじゆ、めきし こいとすぎ、らつ かせい(さやのな い種子を除く。)
、アヌビアス属植 物、アンスリユー ム属植物、カラテ ア属植物、くずう こん属植物、コー ヒーノキ属植物、 こしよ属植物、 バシヨウ属植物、 フィロデンドロン 属植物及びふだん そう属植物の生植 物の地下部であつ て栽培の用に供し 得るもの	

、タイ、パキスタ ン、バングラデシ ユ、フィリピン、 ベトナム、マレー シア、オマーン、 英国、オランダ、 デンマーク、ドイ ツ、フランス、ベ ルギー、ポラン ド、ウガンダ、エ ジプト、エチオピ ア、ガーナ、ガボ ン、カメルーン、 ギニア、ケニア、 コートジボワール 、コンゴ民主共和 国、ザンビア、ジ ンバブエ、スーダ ン、セネガル、ソ マリヤ、タンザニ ア、ナイジェリア 、マダガスカル、 マラウイ、南アフ リカ共和国、南ス ーダン、モザンビ ーク、レユニオン 、アメリカ合衆国 、カナダ、エクア ドル、エルサルバ ドル、キューバ、 グアテマラ、グア	ツソーンニス、クプ レックス・マクロ カルパ、ケロシア ・ニテイダ、ココ やし、さといも、 さとうきび、しよ うが、しよくよう かな、だいしよ 、ちや、とうもろ こし、トマト、な す、ばれいしよ、 ばんれいし、びん ろうじゆ、めきし こいとすぎ、らつ かせい(さやのな い種子を除く。)
、アヌビアス属植 物、アンスリユー ム属植物、カラテ ア属植物、くずう こん属植物、コー ヒーノキ属植物、 こしよ属植物、 バシヨウ属植物、 フィロデンドロン 属植物及びふだん そう属植物の生植 物の地下部であつ て栽培の用に供し 得るもの	

ネガル、ナイジェ
リア、ニジェール
、ブルキナファソ
、マラウイ、南ア
フリカ共和国、ア
メリカ合衆国、グ
アテマラ、コスタ
リカ、西インド諸
島、ブラジル、ベ
ネズエラ、メキシ
コ

リクウム、オエケ
クラデス・マクラ
タ、カリストモン
・ウイミナリス、
キャツサバ、きゆ
うり、くずうこん
、クレロデンドル
ム・ウガンデンセ
、くろみぐわ、く
わくさ、けぶかわ
た、こせんだんぐ
さ、さつまいも、
しょうが、しょう
じようそう、じよ
おうやし、シロギ
ニアヤム、しろこ
やまもも、すいか
、ステノケレウス
、クエレタロエン
シス、せいようき
らんそう、ソラン
ドラ・マクシマ、
たばこ、たまさん
ご、だんどぼろぎ
く、テイボウキナ
・エレガンス、て
りみのいぬほおず
き、とうがらし、
トマト、なす、な
つめ、なんごくい

、マラウイ、南ア
フリカ共和国、ア
メリカ合衆国、グ
アテマラ、コスタ
リカ、西インド諸
島、ブラジル、ベ
ネズエラ、メキシ
コ

リクウム、オエケ
クラデス・マクラ
タ、カリストモン
・ウイミナリス、
キャツサバ、きゆ
うり、くずうこん
、クレロデンドル
ム・ウガンデンセ
、くろみぐわ、く
わくさ、けぶかわ
た、こせんだんぐ
さ、さつまいも、
しょうじようそう
、じよおうやし、
しろこやまもも、
すいか、せいよう
きらんそう、ソラ
ンドラ・マクシマ
、たばこ、だんど
ぼろぎく、テイボ
ウキナ・エレガン
ス、てりみのいぬ
ほおずき、とうが
らし、トマト、な
す、なつめ、にし
きじそ、にんじん
、パウロウニア・
エロンガタ、はな
まき、ばらみつ、
ばんじろう、ひめ

<p>十 インド、台湾、 中華人民共和国、 アゼルバイジャン 、アルメニア、イ タリア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、英国、エスト ニア、オランダ、 カザフスタン、キ ルギス、ジョージ</p>	<p>九 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ぬほおずき、にし きじそ、にんじん 、パウロウニア・ エロンガタ、バオ バブ、はなまき、 ぱらみつ、ばんじ ろう、ひめのうぜ んかずら、ビルソ ニマ・キドニーフ オリア、ペポかぼ ちや、みばしよ 、ユーフォルビア ・プニケア及びヒ ロセレウス属植物 の生植物の地下部 であつて栽培の用 に供し得るもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>十 インド、台湾、 中華人民共和国、 アゼルバイジャン 、アルメニア、イ タリア、ウクライ ナ、ウズベキスタ ン、英国、エスト ニア、オランダ、 カザフスタン、キ ルギス、ジョージ</p>	<p>九 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>のうぜんかずら、 ペポかぼちや、み ばしよ及びユー フォルビア・プニ ケアの生植物の地 下部であつて栽培 の用に供し得るも の</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>十二 アイランド、イタリヤ、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシヤ、スイス、スウェーデン、ス</p>	<p>十一 アイランド、英国、チリ、ニュージーランド</p>	<p>ア、スロバキア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	

<p>十二 アイランド、イタリヤ、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシヤ、スイス、スウェーデン、ス</p>	<p>十一 アイランド、英国、ニュージーランド</p>	<p>ア、スロバキア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	

別表二（第九条関係）		
地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アボカド （付表第六十及び六十四に掲げるも）	（略）
二十（略）	（略）	<i>Pantoea stewartii</i> subsp. <i>stewartii</i> （トウモロコシ萎ちよう細菌病菌）
二十一～二十四（略）	（略）	（略）
十三～十九（略）	（略）	（略）
ペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ		

別表二（第九条関係）		
地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アボカド （付表第六十及び六十四に掲げるも）	（略）
二十（略）	（略）	<i>Pantoea stewartii</i> （トウモロコシ萎ちよう細菌病菌）
二十一～二十四（略）	（略）	（略）
十三～十九（略）	（略）	（略）
ペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ		

のを除く。)、あ
めだまのき、オー
ルスパイス、オリ
ーブ、カシューナ
ッツ、キウイフル
ーツ、きばなきよ
うちくとう、クク
ミス・ディプサケ
ウス、コツキニア
・ミクロフィラ、
コロロカルプス・
エリプチクス、ご
れんし、ざくろ、
ジャボチカバ、そ
らまめ、てりはぼ
く、なつめやし、
ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり
、フェイジョア、
ポポー、マメーリ
ンゴ、りゆうがん
、れいし、いちじ
く属植物、いんげ
ん属植物、かき属
植物(付表第二十
一に掲げるものを
除く。)、カリツ
サ属植物、くるみ
属植物、くわ属植
物、コッコロバ属

のを除く。)、あ
めだまのき、オー
ルスパイス、オリ
ーブ、カシューナ
ッツ、キウイフル
ーツ、きばなきよ
うちくとう、クク
ミス・ディプサケ
ウス、コツキニア
・ミクロフィラ、
コロロカルプス・
エリプチクス、ご
れんし、ざくろ、
ジャボチカバ、そ
らまめ、てりはぼ
く、なつめやし、
ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり
、フェイジョア、
ポポー、マメーリ
ンゴ、りゆうがん
、れいし、いちじ
く属植物、いんげ
ん属植物、かき属
植物(付表第二十
一に掲げるものを
除く。)、カリツ
サ属植物、くるみ
属植物、くわ属植
物、コッコロバ属

植物、コーヒノ
キ属植物、すぐり
属植物、すのき（
こけもも）属植物
、とけいそう属植
物、ドビアリス
属植物、なつめ属
植物、にんめんし
属植物、バシヨウ
属植物（成熟して
いないバナナの生
果実を除く。）、
パパイヤ属植物（
付表第一に掲げる
ものを除く。）、
ばんじろう属植物
、ばんのき属植物
、ばんれいし属植
物、ひいらぎとら
のお属植物、びや
くだん属植物、ふ
くぎ属植物、ぶど
う属植物（付表第
三、第五十四及び
第五十九に掲げる
ものを除く。）、
ふともも属植物、
マンゴウ属植物（
付表第二、第三十
六、第四十三、第

植物、コーヒノ
キ属植物、すぐり
属植物、すのき（
こけもも）属植物
、とけいそう属植
物、ドビアリス
属植物、なつめ属
植物、にんめんし
属植物、バシヨウ
属植物（成熟して
いないバナナの生
果実を除く。）、
パパイヤ属植物（
付表第一に掲げる
ものを除く。）、
ばんじろう属植物
、ばんのき属植物
、ばんれいし属植
物、ひいらぎとら
のお属植物、びや
くだん属植物、ふ
くぎ属植物、ぶど
う属植物（付表第
三、第五十四及び
第五十九に掲げる
ものを除く。）、
ふともも属植物、
マンゴウ属植物（
付表第二、第三十
六、第四十三、第

<p>二 インド、インド ネシア、カンボジ ア、シンガポール 、スリランカ、タ</p>	
<p>かんきつ類（付表 第四、第五、第十 及び第五十八に掲 げるものを除く。</p>	<p>五十一及び第五 十三に掲げるもの を除く。）もちの き属植物、ももた まな属植物、ユー ゲニア属植物、わ た属植物、あかて つ科植物、さぼて ん科植物（付表第 三十五に掲げるも のを除く。）、な す科植物（付表第 三及び第四十二に 掲げるものを除 く。）、ばら科植 物（付表第三及び 第三十一に掲げる ものを除く。）及 びみかん科植物（ 付表第四から第八 まで、第三十九、 第四十五、第五 六及び第六十五に 掲げるものを除 く。）の生果実</p>
<p>（略）</p>	

<p>二 インド、インド ネシア、カンボジ ア、シンガポール 、スリランカ、タ</p>	
<p>かんきつ類（付表 第十及び第五十八 に掲げるものを除 く。）、アセロラ</p>	<p>五十一及び第五 十三に掲げるもの を除く。）もちの き属植物、ももた まな属植物、わた 属植物、あかてつ 科植物、さぼてん 科植物（付表第三 十五に掲げるもの を除く。）、なす 科植物（付表第三 及び第四十二に掲 げるものを除く。 ）、ばら科植物（ 付表第三及び第三 十一に掲げるもの を除く。）及びみ かん科植物（付表 第四から第八まで 、第三十九、第四 十五、第五十六及 び第六十五に掲げ るものを除く。） の生果実</p>
<p>（略）</p>	

イ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）	、アキー、アセ
、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン	、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルビン
、ギニア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国	、ギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいちご、オリーブ、カシユーナツツ、がじゆまる、きゆうり、きんきじゆ、グ
、トーゴ、ナイジ	、タフィラ、くろつぐ、コルデイラ・ピンナータ、ごれんし、コロシント
	うり（付表第六十六に掲げるものを除く。）
	、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリヤ
	・ビレア、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）
	たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、て

イ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）	、アボカド、あん
、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ	、すもも、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジユス、てりは
諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア	ぼく、トマト、トリファシア・トリ
	フオリア、なし、なつめやし、なんようざくら、ねじ
	れふさまめのき、
	パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）
	パラミグニア・アンダマニカ、びわ
	、びんろうじゆ、ぶどう（付表第三

エリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット	島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリタニア、リベリア	、ルワンダ、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア	りはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐるもも、ねじれふさまめのき、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミフロラ、ア・ラミフロラ、パイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、フィクス・エリゴドン、フィクス・グロツスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、ぶどう（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十
--	----------------------------------	---	---

十二に掲げるものを除く。）、もも、もまたまな、やまもも、ランブータン、りゆうがん、りんご、れいし（付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。）、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、コーヒーノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物（付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、ふくぎ属植物（付表第

八に掲げるものを
 除く。)、もまた
 まな、やまもも、
 ゆうがお(付表第
 六十九に掲げるも
 のを除く。)、ら
 んばい、ランブー
 タン、りゆうがん
 、りんご、れいし
 (付表第十三及び
 第十四に掲げるも
 のを除く。)、わ
 んび、あかたねの
 き属植物、かき属
 植物、カリツサ属
 植物、ぐみ属植物
 、コーヒーノキ属
 植物、さくら属植
 物、とうがらし属
 植物、とけいそう
 属植物、なす属植
 物、なつめ属植物
 (付表第六十三に
 掲げるものを除
 く。)、にんめん
 し属植物、ばんじ
 ろう属植物、ばん
 のき属植物、ばん
 れいし属植物、ヒ
 ロセレウス属植物

四十に掲げるもの
 を除く。)、ふと
 もも属植物、マン
 ゴウ属植物(付表
 第十五から第十七
 まで、第三十六、
 第四十八、第五十
 、第五十七及び第
 六十一に掲げるも
 のを除く。四の項
 において同じ。)
 、ランサ属植物、
 ロリニア属植物及
 びあかてつ科植物
 の生果実並びに成
 熟したバナナの生
 果実

<p>三 (略)</p>	<p>(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ユ</p>
<p>三 (略)</p>	<p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲</p>
<p>三 (略)</p>	<p>かんきつ類(付表第七に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド(付表第六十四に掲</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

げるものを除く。
〜、あんず、いち
じく、エレモシト
ラス・グラウカ、
オプンティア・フ
イクスーインディ
カ、おらんだいち
ご、オリーブ、カ
シミロア・テトラ
メリア、カシュー
ナッツ、キウイフ
ルーツ、きだちと
うがらし、グリコ
スミス・トリフォ
リアタ、こだちと
まと、ごれんし、
さくらんぼ、ざく
ろ、サントール、
しまほおずき、シ
ロサポテ、すもも
、せいようかりん
、とうがらし、ト
マト、なし、なつ
めやし、パイヤ
、ばんじろう、ぱ
んのき、ヒロセラ
ウス・メガランサ
ス、びわ、フェイ
ジョア、ぶどう（
付表第五十九に掲

げるものを除く。
〜、あんず、いち
じく、エレモシト
ラス・グラウカ、
オプンティア・フ
イクスーインディ
カ、おらんだいち
ご、オリーブ、カ
シミロア・テトラ
メリア、カシュー
ナッツ、キウイフ
ルーツ、きだちと
うがらし、グリコ
スミス・トリフォ
リアタ、こだちと
まと、ごれんし、
さくらんぼ、ざく
ろ、サントール、
しまほおずき、シ
ロサポテ、すもも
、せいようかりん
、とうがらし、ト
マト、なし、なつ
めやし、パイヤ
、ばんじろう、ぱ
んのき、ヒロセラ
ウス・メガランサ
ス、びわ、フェイ
ジョア、ぶどう（
付表第五十九に掲

--

<p>げるものを除く。 ）、まるめる、ミ ロバランすも、 ムラーヤ・エキゾ チカ、もも、りん ご、れいし、わん び、アクロニチア 属植物、かき属植 物、きいちご属植 物、くわ属植物、 コーヒーノキ属植 物、すのき（こけ もも）属植物、と けいそう属植物、 なす属植物、なつ め属植物、にんめ んし属植物、ばん れいし属植物、ふ ともも属植物、マ ンゴウ属植物（付 表第二に掲げるも のを除く。）も もたまな属植物、 ユーゲニア属植物 、ロリニア属植物 及びあかてつ科植 物の生果実並びに 成熟したバナナの 生果実</p>
--

--

--

<p>げるものを除く。 ）、まるめる、ム ラーヤ・エキゾチ カ、もも、りんご 、れいし、わんび 、アクロニチア属 植物、かき属植物 、きいちご属植物 、くわ属植物、コ ーヒーノキ属植物 、すのき（こけも も）属植物、とけ いそう属植物、な す属植物、なつめ 属植物、にんめん し属植物、ばんれ いし属植物、ふと もも属植物、マン ゴウ属植物（付表 第二に掲げるもの を除く。）もも たまな属植物、ロ リニア属植物及び あかてつ科植物の 生果実並びに成熟 したバナナの生果 実</p>

--

<p>八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス、ギリシャ及びブラトビアを除く。） 、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フオー克蘭ド諸島、ペルー、ボリビア</p>	<p>五〇七 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、ごれんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ふじまめ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。） 、アルジェリア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フオー克蘭ド諸島、ペルー、ボリビア、ニュー</p>	<p>五〇七 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、きだちとうがらし、きまめ、ごれんし、ささげ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、ヒロセレウス属植物及びマンゴウ属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

ア、ニュージーランド	九 (略)	十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、ゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタ
	(略)	(略)
	(略)	(略)

ジールランド	九 (略)	十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、ゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタ
	(略)	(略)
	(略)	(略)

十一 インド、パキ	ン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージールランド
(略)	
(略)	

十一 インド、パキ	ン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージールランド
(略)	
(略)	

スタン、トルコ、
アイスランド、ア
イルランド、アゼ
ルバイジャン、ア
ルメニア、イタリ
ア、ウクライナ、
ウズベキスタン、
英国、エストニア
、オーストリア、
オランダ、カザフ
スタン、キプロス
、ギリシャ、キル
ギス、ジョージア
、スイス、スウェ
ーデン、スペイン
、スロベニア、タ
ジキスタン、チェ
コ、デンマーク、
ドイツ、トルクメ
ニスタン、ノルウ
ェー、ハンガリー
、フィンランド、
フランス、ブルガ
リア、ベラルーシ
、ベルギー、ボス
ニア・ヘルツェゴ
ビナ、ポーランド
、ポルトガル、マ
ルタ、モルドバ、
ラトビア、リトア

スタン、トルコ、
アイスランド、ア
イルランド、アゼ
ルバイジャン、ア
ルメニア、イタリ
ア、ウクライナ、
ウズベキスタン、
英国、エストニア
、オーストリア、
オランダ、カザフ
スタン、キプロス
、ギリシャ、キル
ギス、ジョージア
、スイス、スウェ
ーデン、スペイン
、スロベニア、タ
ジキスタン、チェ
コ、デンマーク、
ドイツ、トルクメ
ニスタン、ノルウ
ェー、ハンガリー
、フランス、ブル
ガリア、ベラルー
シ、ベルギー、ボ
スニア・ヘルツェ
ゴビナ、ポーラン
ド、ポルトガル、
マルタ、モルドバ
、ラトビア、リト
アニア、ロシア、

ニア、ロシア、ア ルジェリア、カナ リア諸島、ケニア 、アメリカ合衆国 、カナダ、エクア ドル、コスタリカ 、コロンビア、チ リ、パナマ、フォ ークランド諸島、 ベネズエラ、ペル ー、ボリビア、ニ ユージーランド	十二〜十五 (略)	十六 イスラエル、 イラン、シリア、 トルコ、ヨルダン 、レバノン、アイ ルランド、アルバ ニア、アルメニア 、イタリヤ、ウク ライナ、英国、オ ーストリア、オラ ンダ、カザフスタ ン、キプロス、ギ リシャ、キルギス 、クロアチア、コ ソボ、スイス、ス ウェーデン、スペ
	(略)	(略)
	(略)	(略)
カナリア諸島、ア メリカ合衆国、カ ナダ、エクアドル 、コスタリカ、コ ロンビア、チリ、 パナマ、フォーク ランド諸島、ベネ ズエラ、ペルー、 ボリビア、ニュー ジーランド	十二〜十五 (略)	十六 イスラエル、 イラン、シリア、 トルコ、ヨルダン 、レバノン、アイ ルランド、アルバ ニア、アルメニア 、イタリヤ、ウク ライナ、英国、エ ストニア、オース トリア、オランダ 、カザフスタン、 キプロス、ギリシ ヤ、キルギス、ク ロアチア、コソボ 、スイス、スウェ
	(略)	(略)
	(略)	(略)

イン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド

ーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージージーランド

十七 (略)

(略)

(略)

付表

一〇六十五 (略)

六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しない
で輸入されるコロンビアの生果実

六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しない
で輸入されるセイウチやの生果実

六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しない
で輸入されるペカボチやの生果実

六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しない
で輸入されるゆうがおの生果実

別表二の二(第九条関係)

地域	植物	基準
一 (略)	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア	(略)

十七 (略)

(略)

(略)

付表

一〇六十五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表二の二(第九条関係)

地域	植物	基準
一 (略)	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア、グイドニア	(略)

・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、きいちご属植物（付表第三に掲げるものを除く。）、コーヒーノキ属植物、すのき（こけもも）属植物（付表第四に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモン並びに付表第二に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の

せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第一に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（付表第二及び別表二の付表第三十九に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実

<p>十五 モンゴル、イ タリア、ウクライ ナ、英国、エスト ニア、オーストリ ア、スイス、スウ エーデン、スペイ ン、チェコ、デン マーク、ドイツ、</p>	<p>七 十四 (略)</p>	<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除 く。以下この表に おいて同じ。)、 カナダ、エルサル バドル、グアテマ ラ、ニカラグア、 ホンジュラス、メ キシコ、ニュージ ーランド、ノーフ ォーク島</p>	<p>二 五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>アルファルファ、 さつまいも、せい ようひるがお、そ らまめ、こたちと まと、たばこ、て んさい、とうもろ こし、トマト、に おいひば、はつか だいこん、ひまわ り、レタス、くこ 属植物、とうがら し属植物、なす属 植物及びほおずき 属植物の生茎葉及 び生果実</p>	<p>生 果 実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				

<p>十五 モンゴル、イ タリア、ウクライ ナ、英国、オース トリア、スイス、 スウエーデン、ス ペイン、チェコ、 デンマーク、ドイ ツ、ノルウエー、</p>	<p>七 十四 (略)</p>	<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除 く。以下この表に おいて同じ。)、 カナダ、エルサル バドル、グアテマ ラ、ニカラグア、 ホンジュラス、メ キシコ、ニュージ ーランド</p>	<p>二 五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>アルファルファ、 さつまいも、せい ようひるがお、そ らまめ、たばこ、 てんさい、とうも ろこし、トマト、 においひば、はつ かだいこん、ひま わり、レタス、く こ属植物、とうが らし属植物、なす 属植物及びほおず き属植物の生茎葉 及び生果実</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>				

十八 (略)	十七 アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、ルクセンブルク、アメリカ合衆国、カナダ	十六 アイランド、英国、チリ、ニュージーランド	ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

十八 (略)	十七 アイランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国、カナダ	十六 アイランド、英国、ニュージーランド	フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

<p>十九 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>二十 イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュ</p>	<p>あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずきと、セロリー、ソラム・エラエアグニフオリウム、ソラム・ドウルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>十九 インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>きゅうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうがおの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>二十 スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずきと、セロリー、ソラム・エラエアグニフオリウム、ソラム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしの生植物（種子及び果実</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>ー ジ ー ラ ン ド</p>	<p>二十一 大韓民国、 中華人民共和国、 トルコ、イタリア 、ギリシャ、スペ イン、スロベニア 、フランス、ポ ルトガル、チリ、オ ーストラリア、ニ ュージージーランド</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 台湾、イ ラン、イタリア、ス ペイン、フランス 、アメリカ合衆国 、カナダ、アルゼ ンチン、エクアド ル、コスタリカ、 パラグアイ、ブラ ジル、ベネズエラ 、メキシコ</p>
<p>にんじん及びばれ いしよの生植物（ 種子及び果実を除 く。）であつて栽 培の用に供するも の</p>	<p>キウイフルーツ、 さるなし、しまさ るなし及びみやま またたびの生植物 （種子及び果実を 除き、花粉を含 む。）であつて栽 培の用に供するも の</p>	<p>(略)</p>	<p>アエスクルス・ヒ ブリダ、アカシア ・サリグナ、アガ テイス・アウスト ラリス、アボカド 、あめりかえのき 、あめりかさいか ち、あめりかすず かけのき、あめり かはなすおう、あ めりかむらさきし</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	<p>二十一 大韓民国、 中華人民共和国、 トルコ、イタリア 、ギリシャ、スペ イン、スロベニア 、フランス、ポ ルトガル、チリ、ニ ュージージーランド</p>	<p>二十二 (略)</p>	<p>二十三 台湾、イ ラン、トルコ、イタ リア、フランス、 アメリカ合衆国、 カナダ、アルゼン チン、エクアドル 、コスタリカ、パ ラグアイ、ブラジ ル、ベネズエラ、 メキシコ</p>
<p>を除く。）であつ て栽培の用に供す るもの</p>	<p>キウイフルーツ、 さるなし及びみや またたびの生植 物（種子及び果実 を除き、花粉を含 む。）であつて栽 培の用に供するも の</p>	<p>(略)</p>	<p>アエスクルス・ヒ ブリダ、アボカド 、あめりかすずか けのき、あめりか はなすおう、あめ りかむらさきしき ぶ、あめりかやま ぼうし、アルテミ シア・ダグラシア ナ、アルヌス・ロ ンビフォリア、ア</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

きぶ、あめりかや
まぼうし、アルテ
ミシア・ダグラシ
アナ、アルヌス・
ロンビフオリア、
アレクトリオン・
エクスケルスス、
あれちのぎく、ア
ンペロプシス・ア
ルボレア、アンペ
ロプシス・コルダ
タ、アンテイリス
・ヘルマニアエ、
イウア・アンヌア
、いちじく、いち
よう、いわだれそ
う、ウイテクス・
ルケンス、ウエス
トリンギア・グラ
ブラ、ウエストリ
ンギア・フルティ
コサ、うらじろあ
かめがしわ、エウ
カリプツス・カマ
ルドウレンシス、
エウカリプツス・
グロブルス、エウ
リオプス・クリサ
ンテモイデス、え
ぞのへびいちご、

ンペロプシス・ア
ルボレア、いちじ
く、いちよう、い
わだれそう、ウエ
ストリンギア・フ
ルティコサ、エウ
カリプツス・カマ
ルドウレンシス、
エウカリプツス・
グロブルス、エン
ケリア・ファリノ
サ、おとめふうろ
、オリガヌム・マ
ヨラナ、オリブ
、カマエクリスタ
・ファスキクラタ
、からたち、かり
ふおるにあずか
けのき、ゲニスタ
・モンस्पેスラ
ーナ、ケルキス・
オッキデンタリス
、こしようぼく、
こせんだんぐさ、
コプロスマ・レペ
ンス、サルウイア
・アピアナ、サル
ウイア・メツリフ
エラ、さるすべり
、ジャカラランダ、

エレモフィラ・マ
クラタ、エンケリ
ア・フアリノサ、
おおあれちのぎく
、おきなわすずめ
うり、おとめふう
ろ、オリガヌム・
マヨラナ、オリ
ブ、かなむぐら、
カマエクリスタ・
フアスキクラタ、
からたち、カリコ
トメ・ビルロサ、
かりふおるにあす
ずかけのき、キス
ツス・クレテイク
ス、キスツス・サ
ルウィーフオリウ
ス、キスツス・モ
ンスペリエンシス
、キテイイス・ビ
ルロスス、くろば
とべら、くろみぐ
わ、ゲニスタ・コ
ルシカ、ゲニスタ
・モンस्पスラ
ーナ、ケルキス・
オッキデントリス
、こしようぼく、
こせんだんぐき、

ミモシフオリア、
すいかずら、せい
ようきづた、せい
ようきようちくと
う、ソリダゴ・フ
イスツローサ、た
いさんぼく、つる
うめもどき、テ
ダまつ、とうぐわ
、なんてん、にち
にちそう、はいき
んぼうげ、バージ
ニアづた、ピスタ
シオノキ、びろう
どとねりこ、ぶな
、ペカン、ヘテロ
メレス・アルブテ
イフオリア、ホホ
バ、ポリガラ・ミ
ルテイフオリア、
マルウア・パルウ
イフロラ、マルビ
ウム・ウルガレ、
むくげ、もみじば
ふう、ヤポンノキ
、ユグラン・カ
リフォルニカ、ユ
ニペルス・アシェ
イ、ゆりのき、ラ
テイビダ・コルム

コプロスマ・レペ
 ンス、コプロスマ
 ・ロブスタ、コリ
 ノカルプス・ラエ
 ウイガツス、コロ
 キア・コトネアス
 テル、コロキア・
 マクロカルパ、サ
 ルウイア・アピア
 ナ、サルウイア・
 メツリフェラ、さ
 るすべり、ジャカ
 ランダ・ミモシフ
 オリア、しろぎ、
 しんのうやし、す
 いかずら、せいよ
 うきづた、せいよ
 うきようちくとう
 、せいようずおう
 、せねがるやし、
 ソリダゴ・フィス
 ツローサ、たいさ
 んぼく、たわだぎ
 く、チタルパ・タ
 シュケンテンシス
 、つるうめもどき
 、テイランジア・
 ウスネオイデス、
 テーダまつ、とう
 ぐわ、なんてん、

ナリス、レダマ、
 レッドマルベリー
 、おおふとも属
 植物、おらんだふ
 うろ属植物、かえ
 で属植物、きいち
 ご属植物、きんか
 ん属植物、くわが
 たそう属植物、こ
 なら属植物、コー
 ヒーノキ属植物、
 さくら属植物、す
 のき(こけもも)
 属植物、つるにち
 にちそう属植物、
 なし属植物、これ
 属植物、にわとこ
 属植物、バツカリ
 ス属植物、ぶどう
 属植物、みかん属
 植物、やなぎ属植
 物及びわすれぐさ
 属植物の生植物(種
 子及び果実を除
 く。)であつて栽
 培の用に供するも
 の

<p>二十四 華人民共和国、インド、中国、バングラデシュ、アフガニスタン、イラン、イラク</p>	
<p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子であつて栽培</p>	<p>物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ストレプトカルパス属植物、せんねんぼく属植物、つるにちちそう属植物、とねりこ属植物、なし属植物、これ属植物、にわれ属植物、バツカリス属植物、ぶどう属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニウム属植物、みかん属植物、やなぎ属植物、ラウアンドウラ属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二十四 華人民共和国、インド、中国、アフガニスタン、イラン、イラク、トルコ、イタリア</p>	
<p>とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供する</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

、トルコ、イタリ ア、ウクライナ、 英国、オーストリ ア、オランダ、ギ リシャ、クロアチ ア、スペイン、ス ロベニア、チェコ 、ドイツ、フラン ス、ベラルーシ、 ベルギー、ポーラ ンド、マルタ、モ ンテネグロ、ロシ ア、エジプト、ガ ーナ、ナイジェリ ア、アメリカ合衆 国、コスタリカ、 ドミニカ共和国、 ベネズエラ、ペル ー、メキシコ、オ ーストラリア、ニ ュージージーランド	の用に供するもの 並びにアトリプレ クス・セミルナリ ス、アボカド、い ぬほおずき、おほ せんなり、コニザ ・ポナリエシス 、しまほおずき、 ストレプトソレン ・ジェイムソニー 、せんなりほおず き、ソラヌム・ラ ントネッテイー、 ダツラ・レイクハ ルテイー、タマサ ンゴ、つるはなな す、とうがらし、 トマト、はりなす び、ばれいしよ、 ペピーノ、ラゴデ イア・エレマエア 、カリブラコア属 植物、ケストルム 属植物、ダリア属 植物、ブルグマン シア属植物及びペ チュニア属植物の 生植物（種子及び 果実を除く。）で あつて栽培の用に
---	---

ア、ウクライナ、 英国、オーストリ ア、オランダ、ギ リシャ、クロアチ ア、スロベニア、 チェコ、ドイツ、 フランス、ベラル ーシ、ベルギー、 ポーランド、マル タ、ロシア、エジ プト、ガーナ、ナ イジェリア、アメ リカ合衆国、コス タリカ、チリ、ド ミニカ共和国、ベ ネズエラ、ペルー 、オーストラリア 、ニュージージーラ ンド	もの並びにアボカ ド、しまほおずき 、ストレプトソレ ン・ジェイムソニ ー、ソラヌム・ラ ントネッテイー、 タマサンゴ、つる はななす、とうが らし、トマト、ば れいしよ、ペピー ノ、カリブラコア 属植物、ケストル ム属植物、ダリア 属植物、ブルグマ ンシア属植物及び ペチュニア属植物 の生植物（種子及 び果実を除く。） であつて栽培の用 に供し得るもの
---	---

<p>二十五 中華人民共和 国、シリア、トル コ、アイルラン ド、イタリア、英 国、オーストリア 、オランダ、キプ ロス、ギリシャ、 スイス、スウェー デン、スペイン、 チェコ、デンマー ク、ドイツ、ハン ガリー、フランス 、ブルガリア、ベ ルギー、ポーラン ド、リトアニア、 カナリア諸島、南 アフリカ共和国、 モロッコ、アメリ カ合衆国、カナダ 、エクアドル、チ リ、ペルー、メキ シコ</p>	<p>トマトの種子であ つて栽培の用に供 するもの並びにあ らげしゆんぎく、 いぬほおずき、エ キウム・クレティ ウム、エキウム・ クム、エキウム・ フミレ、きだちた ばこ、けちようせ んあさがお、ケノ ポディウム・ムラ レ、コニザ・アル ビダ、シシンブリ ウム・イリオ、タ ラクサクム・ウル ガレ、ディプロタ クシス・エルコイ デス、トマト、パ ツシア・スコパリ ア、ばれいしよ、 ピプタテルム・ム ルティフォルム、 ひろはひるがお、 ペピーノ、ほんき んせんか、めぼう き、モリカンディ ア・アルウエンシ ス、ようしゆきだ</p>	<p>供し得るもの</p>	<p>(略)</p>
---	---	---------------	------------

<p>二十五 中華人民共 和国、シリア、ア イルランド、イタ リア、英国、オー ストリア、オラン ダ、キプロス、ギ リシャ、スイス、 スウェーデン、ス ペイン、チェコ、 デンマーク、ドイ ツ、ハンガリー、 フィンランド、フ ランス、ブルガリ ア、ベルギー、ポ ーランド、リトア ニア、カナリア諸 島、南アフリカ共 和国、アメリカ合 衆国、カナダ、エ クアドル、チリ、 ペルー、メキシコ</p>	<p>トマトの種子であ つて栽培の用に供 するもの並びにあ らげしゆんぎく、 いぬほおずき、エ キウム・クレティ ウム、エキウム・ クム、エキウム・ フミレ、きだちた ばこ、けちようせ んあさがお、ケノ ポディウム・ムラ レ、コニザ・アル ビダ、シシンブリ ウム・イリオ、タ ラクサクム・ウル ガレ、ディプロタ クシス・エルコイ デス、トマト、パ ツシア・スコパリ ア、ばれいしよ、 ピプタテルム・ム ルティフォルム、 ひろはひるがお、 ペピーノ、ほんき んせんか、モリカ ンディア・アルウ エンシス、ようし ゆきだちるりそう</p>	<p>供し得るもの</p>	<p>(略)</p>
--	---	---------------	------------

二十六 (略)	
二十七 削除	ちるりそう、おお ばこ属植物、オノ ポルドウム属植物 、ぎしぎし属植物 、コロノプス属植 物、せいようひる がお属植物、ぜに あおい属植物、の げし属植物及びひ ゆ属植物の生植物 (種子及び果実を 除く。)であつて 栽培の用に供し得 るもの
(削る)	

二十六 (略)	
二十七 キシコ カナダ、メ	、おおばこ属植物 、オノポルドウム 属植物、ぎしぎし 属植物、コロノプ ス属植物、せいよ うひるがお属植物 、ぜにあおい属植 物、のげし属植物 及びひゆ属植物の 生植物(種子及び 果実を除く。)で あつて栽培の用に 供し得るもの
(略)	1 輸出の政府機関に より発行され、かつ、 その検査の結果検疫有 害動植物が付着してい ないことを確かめ、又 は信ずる旨を記載した 検査証明書又はその写 しを添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書又は その写しには、核酸の 塩基配列を検出するた めに適切と認められる

	二十八 (略)	
二十九 (略)	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイルス) に侵されていないことが特記されている。
三十一 (略) カナダ、メキシコ	(略)	(略)
ソラヌム・カルデアオフィルム及びトマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	(略)	(略)

	二十八 (略)	方法による検査が行われ、かつ、 <i>Mexican papaya viroid</i> に侵されていないことが特記されている。
二十九 (略)	(略)	1 (略) 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。
三十一 (略) メキシコ	(略)	(略)
トマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	(略)	(略)

<p>三十二 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポロニア、ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</p>	<p>エリトリア、ケニア、ウレウム、エリトリア、エルクスバリー、ケントウリウム・プルケルム、とるこぎきよう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロテイナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Peronospora chloaræ</i> に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 種子については、<i>Peronospora chloaræ</i> が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する <i>Peronospora chloaræ</i> が発生して</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	--	--	-------------	-------------	-------------

		いない栽培施設において生産されること。
付表 一 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実 二 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実 三 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるきいち属植物の生果実 四 メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるすのき(こけもも)属植物の生果実		
地域 一 (略)	植物 かんきつ類(ポンカンを除く。)、わんび、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろ	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) (略)

別表六(第三十五条の七関係)

付表 一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実 二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実 (新設) (新設)		別表六(第三十五条の七関係)
地域 一 (略)	植物 かんきつ類(ポンカンを除く。)、わんび、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろ	備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物) (略)

うじゆ、サントー
ル、てりはぼく、
ももたまな、アセ
ロラ、あんず、い
んどめてんぐ、お
らんだいちご、オ
リーブ、たいへい
ようぐるみ、なし
、なつめやし、ぶ
どう、やまもも、
りんご、アキー、
いちじくぐわ、イ
ルビンギア・ガボ
ネンシス、うどん
げのき、うめ、カ
シューナツツ、き
ゆうり、きんきじ
ゆ、グリコスミス
・ペンタフィラ、
コルデイラ・ピン
ナータ、さくらん
ぼ、すいか、スク
レロカリア・ビレ
ア、せいようすも
も、てんじくいぬ
かんこ、トリファ
シア・トリフォリ
ア、なんようざく
ら、にがうり、ね
ぐるもも、ねじれ

うじゆ、サントー
ル、てりはぼく、
ももたまな、アセ
ロラ、あんず、い
んどめてんぐ、お
らんだいちご、オ
リーブ、たいへい
ようぐるみ、なし
、なつめやし、ぶ
どう、やまもも、
りんご、かき属植
物、なす属植物、
ぱんのき属植物、
マンゴウ属植物（
マンゴウを除く。
）、なつめ属植物
、とけいそう属植
物、あかてつ科植
物、ふともも属植
物、ぼんれいし属
植物、ふくぎ属植
物、とうがらし属
植物（ピーマンを
除く。）、あかた
ねのき属植物、コ
ーヒーノキ属植物
、にんめんし属植
物、ばんじろう属
植物、ランサ属植
物及びピロセレウ

植物、カリツサ属	植物、ヒロセレウス属	物、ランサ属植物	、ばんじろう属植	物、にんめんし属植物	、ヒーノキ属植物、	のき属植物、コー	く。)、あかたね	(ピーマンを除	とうがらし属植物	、ふくぎ属植物、	ばんれいし属植物	ふともも属植物、	あかてつ科植物、	けいそう属植物、	なつめ属植物、と	ゴウを除く。)、	ゴウ属植物(マン	のき属植物、マン	なす属植物、ぽん	い、かき属植物、	テイアン、らんば	フイクス・コンカ	ス・エリゴドン、	やざくら、フイク	ア・ラミフロラ、	モサ、バツカウレ	ツカウレア・ラケ	ふさまめのき、バ
----------	------------	----------	----------	------------	-----------	----------	----------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

ス属植物の生果実
並びに成熟したバ
ナナの生果実

二 六 (略)	
(略)	植物、ユーゲニア 属植物及びロリニ ア属植物の生果実 並びに成熟したバ ナナの生果実
(略)	
二 六 (略)	
(略)	
(略)	

附 則

この省令は、令和二年一月二十九日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシヤ」を「ギリシヤ及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「トルコ」、「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。